

## eco Paycha利用規約

(使用期間：令和4年10月1日から令和5年1月31日まで)

eco Paycha利用規約（以下「本規約」といいます。）は、北九州市エコ家電でくらし快適キャンペーン事務局（以下「発行者」といいます。）が、九州電力株式会社（以下、「受託者」といいます。）に業務を委託して発行、決済及び換金（以下、単に「発行等」といいます。）するeco Paycha（以下、単に「商品券」といいます。）の利用に関し、商品券の保有者及び保有希望者（以下、「利用者」といいます。）の遵守事項及び発行者と利用者との間の契約の内容（権利義務関係）を定めるものです。

本規約の制定及び履行に関して発行者と受託者、利用者との間で用いる言語は、日本語とします。

受託者は発行等業務のうち電磁的方法による記録その他商品券の発行等にかかるシステム（以下、単に「システム」といいます。）構築及び運行等を自らが提供する「プレミアム付き電子商品券システム」を利用して行います。商品券を利用する方は、本規約の全文を必ずお読みください。

### 第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の通りとします。

用語	定義
1. eco Paycha （「商品券」）	発行者が、受託者に業務委託して、発行等する電磁的方法により記録される支払手段（商品券）であって、その発行等は、本規約及び発行者が別に定める条件等に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリにより読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリにより取扱店においてQRコードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるもの
2. 利用者	商品券の保有者及び保有希望者である17歳以上の個人
3. 取扱店	発行者から指定を受け、利用者との間で自己が指定した対象商品等（商品やサービス、発行者が規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人又は法人
4. 商品券使用取引	利用者が、取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受又はサービスの提供を受ける取引
5. 本アプリ	利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェア（Paychaアプリ）

### 第2条（契約の成立）

本規約は、利用者が商品券使用取引を利用する際に適用される条件を定めたものです。

利用者は、本規約の定める条件にしたがって、商品券使用取引を利用しなければなりません。本規約の内容に同意できない場合は、商品券使用取引を利用しないでください。商品券使用取引を利用した場合、利用者は本規約に同意したものとみなされます。

### 第3条（商品券の発行申込み、発行）

- 1 利用者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンに本アプリをダウンロードできる者）は、北九州市内在住で、北九州市内の店舗（インターネット購入は除く）で対象家電を購入した方（17歳以上の個人。法人または事業者として、商品券の申込みはできません。）であって、本アプリを自らのスマートフォンにダウンロードし、会員登録したうえで、発行者が開設する電子申請フォームで必要事項を入力し、申し込むことで、商品券の発行を申請することができます（申請期間は、令和4年9月1日から令和4年12月31日。）。但し、スマートフォンの状態、通信環境等によっては、アプリのダウンロード、発行申込みができない場合があります。
- 2 発行者は、利用者による第1項、及び利用における同意事項（1）～（8）に従った商品券の発行申込みを承諾するときは、発行者が先着順で付与するコイン数を確定させます。
  - （1） 付与したコインは、いかなる理由であっても返金及び換金できません。
  - （2） 未使用コイン及び使用期間（利用期限）は、本アプリで確認することとします。
  - （3） 使用期間（利用期限）終了をもって未使用コインは失効します。
  - （4） eco Paychaに関する連絡は、本アプリで確認することとします。
  - （5） 取扱店は、予告なく追加・変更・削除されることがあります。
  - （6） 対象外となる商品・サービスがあります。（たばこ・金券類・市指定のごみ袋など）
  - （7） 未使用コインを他人に譲渡または転売することはできません。
  - （8） 17歳未満の方はご利用できません。また、未成年の方が、商品券を購入する場合は、保護者確認の下で行うこととします。
- 3 発行者は、システムを使用して、所定の情報を入力し、利用者が、本アプリを利用してシステムに記録されたコイン数を読み取れるかたちで商品券を発行します（発行等にかかる業務は、受託者が開発、運営する「地域通貨プラットフォームサービス」を利用して行われる、以下同じ。）。
- 4 利用者は、自己の責任において商品券の残高及び使用期間（利用期限）、利用履歴を本アプリにより確認するものとします。
- 5 利用者が、本アプリで商品券の利用履歴を閲覧できる期間は、原則として商品券の使用期間（利用期限）終了日の翌日から60日間とします。閲覧できる期間を経過した利用履歴は、本アプリより消去するものとします。
- 6 商品券の発行に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

### 第4条（商品券の利用）

- 1 利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭にて保有するスマートフォンを提示し、取扱店におけるQRコードを読み取り、取扱店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数を入力することで、利用者の保有するコイン残高から当該コイン数を減じる方法で、商品券を取扱店との間の商品券使用取引の決済に利用することができるものとします。なお、決済は、上記一連の操作を相互で確認し、支払完了の表示を以って完了とする。

提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。但し、一部の取扱店では、不足額を現金又は取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。

- 2 利用者は、事前にQRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ及びこれらに表示されるQRコードの複製物を提示する形での商品券の利用はできません。
- 3 利用者は、商品券使用取引の完了後、本アプリにより利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
- 4 利用者は、本アプリにより、商品券の残高及び利用期間を確認するものとします。
- 5 商品券の利用に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。
- 6 カメラの破損等、スマートフォンが正常に動作しない場合、商品券の利用ができないことがあります。利用者が所有するスマートフォンの設定、破損、故障等により商品券の利用ができない場合は、利用者自身で解決するものとします。
- 7 発行者は、商品券の利用期間中に取扱店の事情による商品券の取り扱い終了、緊急事態宣言等による営業活動の変更による商品券の利用制限の発生について、責任を負いません。

#### 第5条（払戻し）

利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。但し、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合は、この限りではありません。

#### 第6条（禁止事項）

- 1 利用者は、商品券使用取引に際して、以下に記載する行為を行ってはなりません。
  - (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
  - (3) 本アプリ及び商品券を複製し、改変し、公衆送信する行為
  - (4) 申し込みの際、発行者に対し虚偽又は事実と反する申告をする行為
  - (5) 2項で定める商品券の対象外となる商品又はサービスに対する支払い
  - (6) 経営者が自身の経営する店舗の商品又はサービスに対する支払い
  - (7) 事業用の仕入、資産の購入など事業用の取引に対する支払い
  - (8) 商品券の使用期間（利用期限）開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
  - (9) 商品券の使用期間（利用期限）終了後に提供される商品又はサービスに対する支払い
  - (10) 新聞の定期購読代など契約により定期的な支払いが決まっている商品又はサービスに対する支払い
  - (11) 現金との換金又は引換え、出資や債務の支払い
  - (12) 転売を目的にした商品の支払い
  - (13) その他発行者が不相当と判断する行為
- 2 商品券使用取引において、以下の商品又はサービスは対象外とします。
  - (1) 金券、商品券、有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード、換金性の高いもの
  - (2) たばこ、法律で販売価格が決まっているもの
  - (3) 医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）
  - (4) 金融機関での取引、保険料、振り込み、預け入れ
  - (5) 税金（市指定のゴミ袋含む）

- (6) 公共料金（電気料金、水道料金、ガス代、プロパンガス代、電話料金、通信料等）、乗車券、定期券
  - (7) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により定期的に支払いが決まっているもの
  - (8) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス、ゲームセンター
  - (9) 特定の宗教や政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
  - (10) 会費、組合費、共済に類するもの
  - (11) その他 消費喚起がみこまれないもの、商品券事業の趣旨にそぐわないもの
- 3 発行者は、利用者が第1項に違反した場合、事前に利用者に通知することなく、以下のいずれか又はすべての制裁措置をとることができます、
- (1) 本契約の解除。
  - (2) その他、発行者が必要かつ適切と判断する措置。

#### 第7条（未成年者の申込）

- 1 未成年者が商品券使用取引の利用を申し込む場合には、発行者の指定する方法により、法定代理人の同意を得て、これを行うものとします。法定代理人の同意を得た契約は未成年を理由に取り消すことはできません。
- 2 未成年者は、本規約のほか、発行者の提供する商品券使用取引の利用につき個別の利用規約がある場合は、その個別利用契約についても、前項と同様とします。

#### 第8条（未成年者の禁止事項）

未成年者が本サービスの利用を申し込む場合、法定代理人の同意がないのにあるかのように発行者に対して申し出ることや、実際の自らの年齢と異なる年齢を発行者に申し出ることは禁止されます。

#### 第9条（未成年者の取消）

本サービスが未成年を理由として取り消された場合、未成年者は、現存利益の範囲にて発行者に対して原状回復義務を負います。

#### 第10条（期間）

商品券の利用期間（有効期限）は、発行者が本アプリに記載するほか、必要に応じて発行者が本アプリの通知機能または適切と判断する方法により通知するものとします。商品券の利用期間終了をもって未使用コインは失効します。

#### 第11条（個人情報等の取扱い）

発行者は、商品券の発行又は利用にあたり取得した利用者の個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。ただし、法令による個人情報開示請求を受けた場合は、法令に基づき個人情報を開示します。

- (1) 個人情報とは、商品券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

- (2) 商品券の発行及び利用に関し取得した利用者の個人情報、以下の目的にのみ利用します。
- ① 商品券の運営及びサービスの提供
  - ② サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
  - ③ 電子メール等の通知手段による情報発信
  - ④ 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
  - ⑤ 個人を特定できない形の統計情報として使用
  - ⑥ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。
- ① 共同して利用される個人情報の項目  
商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
  - ② 利用目的  
利用者からの商品券の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による商品券の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
  - ③ 共同して利用する者の範囲  
受託者、再受託者

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有する商品券の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する商品券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

#### 第13条（利用中止等）

発行者は、発行者の裁量により、いつでも、商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、又は中止をすることができるものとします。

#### 第14条（本規約の変更）

発行者は、その合理的な裁量により、本規約を変更できるものとします。発行者が、本規約を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を発行者所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により、利用者に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の規約は、かかる変更が記載されたときから1週間後に有効となるものとします。変更後の規約が有効となった後、商品券使用取引を利用した場合、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなされます。

#### 第15条（本アプリの管理）

- 1 利用者は、本アプリを適切に管理し、これを共用、貸与、譲渡等してはなりません。
- 2 利用者の本アプリを用いて行われた行為は、利用者本人の行為とみなされ、利用者はかかる行為の結果について責任を負うものとします。

#### 第16条（責任の制限等）

- 1 発行者は、商品券使用取引の提供に関し、利用者に対して、逸失利益、その他特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは、発行者がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、又は知るべきであった場合であったか否かに関わりません。
- 2 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疾病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、その他当事者の責に帰することのできない不可抗力、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じます。

#### 第17条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他法令等により無効とされた場合であっても、本規約の他の条項はなお効力を有するものとする。

#### 第18条（連絡、通知）

- 1 利用者は、発行者に連絡をする場合、発行者所定のコールセンターへ連絡を行うものとします。
- 2 発行者からの利用者に対する連絡は、本アプリ又は商品券にかかるウェブサイトへの掲示、その他、発行者が適切と判断する方法により行います。

#### 第19条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とします。商品券使用取引に関連して利用者との間に生じた紛争については、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条（免責）

発行者、受託者及び再受託者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止又は停止する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。また、この場合において、利用者に逸失利益の消失を含む損害が発生しても、発行者、受託者及び再受託者は、その損害に対する措置や賠償責任を負いません。

以 上

制定 令和4年7月29日